

「困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体に係る実態調査」
企画提案公募実施要領

1 趣旨

令和6年4月から施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、支援にあたり、官民の支援機関間において協働が求められる。

福岡県では、法施行に対応するため、協働が可能な民間団体及びその活動状況について実態を把握する必要があり、調査・分析を実施する。

この調査を効果的に実施するため、当該調査業務の委託先を選定するために実施する企画提案募集について必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体に係る実態調査

(2) 業務内容

別紙 仕様書(案)のとおり

(3) 予算額

2,189,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※ 上記金額は企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

(4) 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和5年11月30日まで

3 公募スケジュール(予定)

令和4年4月	11日(火)	公募開始
4月	14日(金)	質問書提出期限
4月	18日(火)	質問書に対する回答
4月	21日(金)	企画提案公募応募申込書及び企画提案書提出期限
4月	25日(火)	企画提案書の審査(書面)
4月	26日(水)	選定結果通知送付
5月	1日(月)	契約締結

4 企画提案公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加資格)に規定する者に該当しないこと
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(令和元年5月21日1総厚第2932号)に基づく指名停止期間中ではない者
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 委託事業を実施するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。
- (5) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な

経営基盤を有していること

5 企画提案書の作成方法等

- 企画提案書の様式（様式任意、但しA4判、片面印刷で提出）
 - ・ 表紙に「困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体に係る実態調査業務委託 提案書」と記載し、提出年月日、会社名（団体名）を記載
 - ・ 文字の大きさは、10.5ポイント以上
- 提案書には、下記（1）から（7）の事項を記載する。
 - （1）事業実施方針
事業を実施していく上での方針、基本的考えを具体的に記載
 - （2）組織体制
 - ① 実施体制（責任者の配置、スタッフの業務分担、人員の確保等）
 - ② 個人情報保護、法令順守に関する取組
 - （3）業務実施スケジュール
 - （4）調査実施
（主に下記の各項目を中心に、具体的にどのように実施していくのか記載）
困難な問題を抱える女性を支援対象に含む民間団体に対するヒアリング調査
ア 対象団体数、イ 対象団体選定方法、選定の考え方、ウ 実施方法、
エ 主な調査項目（調査票イメージ添付）
 - （5）分析
上記（4）で実施した調査について、どのような手順及び方針で分析するのか記載
 - （6）提案者実績・特記事項、独自の提案
 - ・ 提案者実績
本業務（調査・分析）の遂行に必要な経験や能力を有することが分かる類似事業等をわかりやすく記載
 - ・ 特記事項
業務を受託するにあたってのセールスポイント、業務の一部を再委託する場合や、外部の協力を得ることが提案の時点で明らかな場合は、その内容を記載
 - ・ その他提示する契約額の上限の範囲内で実施できる調査・分析に関する独自の提案があれば記載
 - （7）経費見積もり
人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、その他事業実施に必要な経費
 - （8）契約金額
提出された提案書の評価を行い、業務実施候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書の提出を依頼し決定する。
 - （9）その他
 - ・ 提出された提案書等は、委託先の選定のみを使用する。
 - ・ 提案書の作成に要した費用およびその他参加に要した費用については、提案事業

者の負担とする。

- ・ 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要の場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者の提案書等は無効とする。また、選定後に提案者が参加資格を有しないことが判明した場合は、その提案を無効とし、選定を取り消すことがある。これにより本県が損害を被った場合は、当該損害賠償を請求することがある。
- ・ 選定委員に対し選考に関する働きかけを行った者、その他選定の公平性を著しく欠く行為を行った者は失格とする。
- ・ 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ① 企画提案公募応募申込書（様式1） 1部（正本1部）
- ② 企画提案書（A4様式任意）に関する書類 6部（正本1部+副本5部）
上記「5企画提案書の作成方法等」及び別紙「委託仕様書（案）」にしたがって作成のこと。
- ③ 会社（団体）の概要に関する書類 6部（正本1部+副本5部）
業務内容、組織体制、経営状況等がわかるもの（会社（団体）パンフレット等）を添付のこと。

(2) 提出方法

- ① 期 限：令和5年4月21日（金）17時まで（必着）
- ② 提 出 先：下記13 問い合わせ先（福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課）に提出
- ③ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留等送付履歴が分かる方法により送付のこと。）
※ 封筒の表に「企画提案書類在中」と朱書きすること。
- ④ 注意事項
 - ・ 提出期限以降の提案書等の差し替えや追加は認めない
 - ・ 持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時から17時までとする
 - ・ 郵送の場合は提出期限必着とする

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問書（様式2）」に必要事項を記入の上、「問い合わせ先」に記載のアドレス宛に電子メールで提出の上、提出した旨を電話連絡すること。

また、電子メールの表題は、「困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体に係る実態調査 提案に関する質問」とすること。

なお、口頭による質問は受け付けないこととする。

(2) 質問書提出期限

令和5年4月14日（金）17時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問内容及び回答は、令和5年4月18日（火）までに、県ホームページにて公開する。

ただし、質問内容が軽微な場合や、質問者の提案内容に密接にかかわる場合等においては、質問者に対して個別に回答することがある。

(4) その他

- ・ 本企画提案公募に関する説明会は実施しない。
- ・ 「4 企画提案公募参加資格」の要件を満たさない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。

8 参加の辞退

企画提案書類の提出後に辞退する場合は、電話連絡するとともに、書面にて辞退届を提出すること（任意様式）。

※ 下記13 問い合わせ先（福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課）に電話連絡及び辞退届を提出

9 企画提案書類の審査

(1) 審査方法

書類審査による

(2) 審査結果の通知・公表

書類審査後、提案者全員に書面で通知する。

10 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容（評価の視点）
方針	・ 業務内容をきちんと理解しているか ・ 本事業の目的と期待される効果を十分に踏まえたうえで提案しているか。
組織体制	・ 業務遂行可能な組織体制か ・ 統括責任者は同種業務の経験を十分に有しているか ・ 事業実施に当たり必要な人員を確保できるか ・ 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか ・ 適切な助言や提言等を行うに足る知見を有しているか。実施団体等の強み、特徴等業務を行う上で有利と思われる事項があるか。
計画	・ 業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか

業務実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象（困難な問題を抱える女性を支援対象に含む民間団体）の選定は適切か（県内の地域バランス、活動の分野、規模等幅広く調査を行うことができるか） ・調査項目の検討が適切になされているか ・調査実施について、業務の目的を踏まえ、適切に行うことが可能か。県において求める調査結果を得られるものとなっているか ・独自の調査・分析について提案されているか。 ・業務の進捗報告や定期協議の場を十分設定しているか
合計	

- (1) 選定委員の合計点を集計し、順位付けする。
- (2) 最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、受託候補者とする。
- (3) 最高得点が同点の場合は、選定委員の協議により最優秀提案者を選定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、選定委員の点数を集計し、選定委員会で協議の上、受託候補者とするか否かを決定する。

1 1 受託候補者選定後の手続き

(1) 契約の締結

県は、受託候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は受託候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

(2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、受託候補者に対して、見積もりの依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県と受託候補者において協議を行うものとする。

(3) 契約保証金について

契約にあたっては、福岡県財務規則第169条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として契約締結までに県に納めること。

なお、県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合等、契約保証金が減免される場合がある。

(4) 委託料

事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入等、資産取得となる経費は対象外とする。

(5) 誓約書の提出

契約にあたっては所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※ 契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

1 2 その他

- (1) 企画提案書類の作成・提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の内容をそのまま委託業務として採用することを了承するものではない。
- (4) 提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 県は、企画提案書を委託先選定の目的以外に使用することはない。

1 3 問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 女性保護係
福井、森

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁行政棟 5階南棟

Tel : 092-643-3409

Fax : 092-643-3392

E-mail : joseihogo@pref.fukuoka.lg.jp